

# 令和6年2月議会

## 生活環境委員会 報告資料

- 「福岡市環境基本計画（第四次）」、「福岡市環境教育・学習計画（第四次）」  
及び「博多湾環境保全計画（第三次）」の策定等について 1頁
- プラスチックごみの分別収集導入に向けた再商品化事業者等の公募について 7頁
- 庁用自動車による事故報告について（第一報） 10頁

環 境 局

# 「福岡市環境基本計画（第四次）」、「福岡市環境教育・学習計画（第四次）」及び「博多湾環境保全計画（第三次）」の策定等について

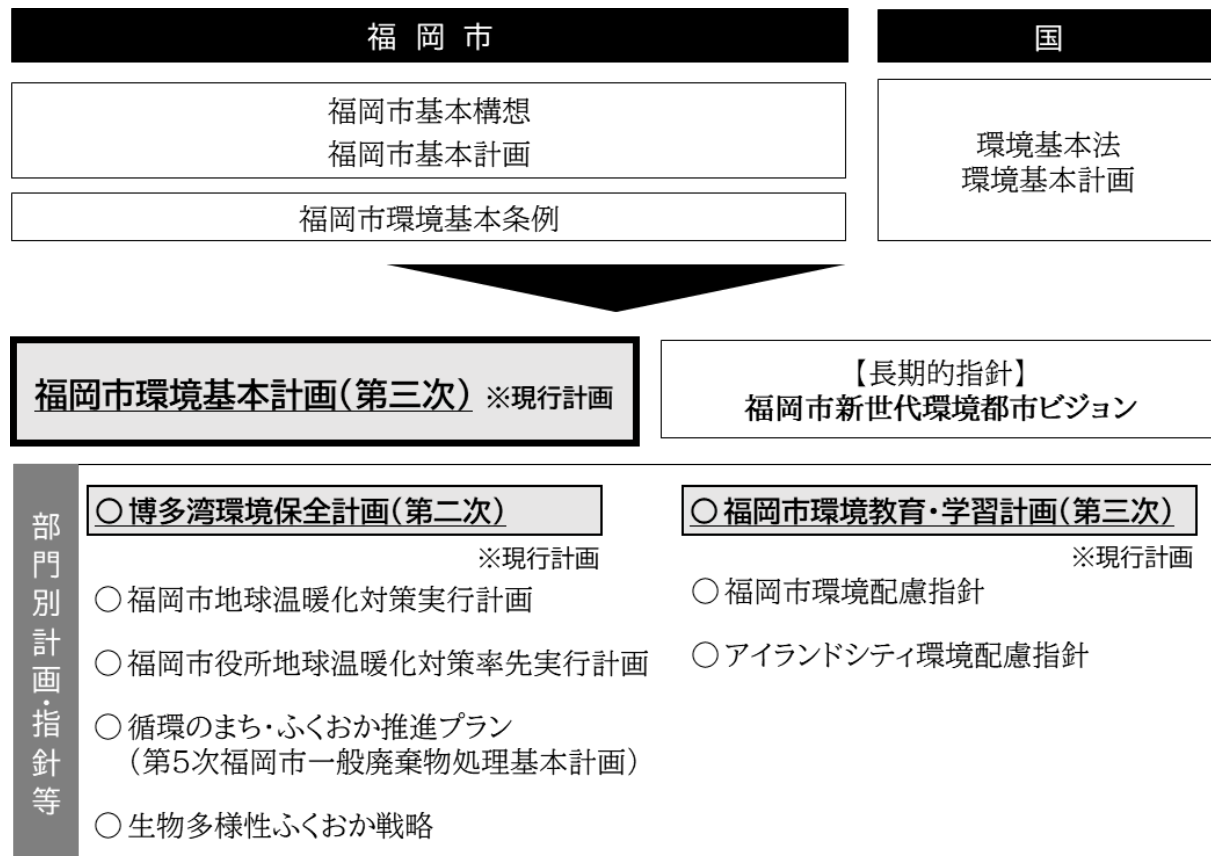
## 1 趣旨

福岡市環境基本計画は、環境基本条例第7条に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、平成26年9月に現行の第三次計画を策定した。

現行計画が令和6年度末をもって計画期間の満了を迎えることや、国内外における環境分野における社会情勢等の変化を踏まえ、第四次計画の策定に向けた検討に着手するもの。

あわせて、同様に令和6年度末に計画期間の満了を迎える、福岡市環境基本計画の部門別計画である「福岡市環境教育・学習計画（第三次）」及び「博多湾環境保全計画（第二次）」についても次期計画の策定に向けた検討に着手するとともに、長期的展望に立った環境都市づくりの道標として2050年の将来の姿を描いた「福岡市新世代環境都市ビジョン」（平成25年3月策定）についても今後のあり方について検討する。

## 2 計画の位置付け



### 3 検討の進め方

福岡市環境基本計画については、福岡市環境審議会に諮問し、

- ・福岡市基本計画や国の環境基本計画
- ・現計画の成果と課題
- ・市民や市議会のご意見
- ・環境分野における昨今の国内外の社会情勢等の変化

などを踏まえながら、環境審議会において現計画の検証や、骨子及び素案の作成を行っていただく予定。

また、福岡市環境教育・学習計画および博多湾環境保全計画については、福岡市環境審議会や市議会に加え、それぞれ「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」や「博多湾環境保全計画推進委員会」にもご意見をいただきながら検討を進める。

### 4 今後のスケジュール（予定）

年	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市議会	2月 委員会 報告 (着手)	2月 委員会 報告 (骨子)	6月 委員会 報告 (素案)      9月 本会議 報告 (策定)
環境審議会		4回程度開催 諮問 (着手)      答申 (素案)	
福岡市 環境教育・ 学習計画 推進協議会		4回程度開催	
博多湾 環境保全計画 推進委員会		5回程度開催	
		骨子案作成	素案作成 > パブコメ > 策定
(参考)	4月頃 ■ 国 環境基本計画 策定	12月 ■ 市基本計画 議案提出	

## 「福岡市環境基本計画（第三次）」の概要

目的 環境基本条例第7条に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの

計画期間 令和6年度まで（平成26年9月策定）

進行管理 「福岡市環境審議会」において第三者評価  
構成：学識経験者、市議会議員、関係行政機関、消費者、経済団体等

### 全体像

#### ○ めざすまちの姿

「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」

#### ○ 分野別施策

- 快適で良好な生活環境のまちづくり
- 市民がふれあう自然共生のまちづくり
- 資源を活かす循環のまちづくり
- 未来につなぐ低炭素のまちづくり

#### ○ 分野横断型施策

- 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり
- 環境の保全・創造に向けたしくみづくり
- ふくおかから九州・アジアへ

## 「福岡市環境教育・学習計画（第三次）」の概要

目的 社会全体の環境に関する認識の向上を図り、環境の保全及び創造に関する行動への参加を促進するため、「福岡市環境基本計画」の部門別計画として策定するもの

計画期間 令和6年度まで（平成27年9月策定）

進行管理 「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」で進捗状況等を確認  
構成：学識経験者、関係団体、市民、事業者、学校、NPO・ボランティア関係者、福岡市（環境局・区・教育委員会）

取組みの視点 「環境保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」

### 施策の基本的方向

#### ○ 主体ごとの基本的方向

- 市民一人ひとりの、環境保全活動実践を支援・促進する
- 市民団体の自主的な活動を支援・促進する
- 学校等における環境教育・学習を支援・促進する
- 事業者の環境保全活動実践を支援・促進する
- 行政が率先して環境保全活動を実践する

#### ○ 主体横断的な基本的方向

- 多様な環境教育プログラム・教材等を提供する
- リーダーやコーディネーターを育成・把握するとともに、活躍を促進する
- 各主体やその取組み、環境に関する必要な情報を提供する
- 各主体の共働・連携を促進する

## 「博多湾環境保全計画（第二次）」の概要

目 的 水質の保全のみならず、博多湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生及び創造を推進するもの

対 象 期 間 令和6年度まで（平成28年9月策定）

進 行 管 理 「博多湾環境保全計画推進委員会」で進捗状況を確認  
構 成：学識経験者、市民団体、事業者、漁業関係者等  
事務局：環境局、農林水産局、道路下水道局、港湾空港局

将 来 像 「生きものが生まれ育つ博多湾」

### 計画目標像

- 博多湾全域：水質や生物の生息・生育環境の改善
- 岩 礁 海 域：藻場や魚が育つ生息環境の保全
- 干 潟 域：干潟生物の生息環境の保全
- 砂 浜 海 岸：市民の親水空間や生物の生息・生育環境の保全
- 浅 海 域：水質・底質や貧酸素状態の改善、魚や底生生物の生息環境の保全
- 港 海 域：市民の親水空間や生物の生息・生育の場の確保

## 「福岡市新世代環境都市ビジョン」の概要

目 的 複雑・多様化する環境問題とこれに関連する社会・経済の情勢も含め、長期的展望に立った環境都市づくりの道標を定めるもの

計 画 期 間 特になし（2050年の将来の姿を設定・平成25年3月策定）

2050年の将来像 「輝く快適環境都市、人と自然とアジアによかまち・ふくおか」

### 分野別の将来像

○ 低炭素分野

「『創エネ・省エネ・蓄エネ』によるエネルギー地産地消のまち・ふくおか」

○ 生物多様性分野

「豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市・ふくおか」

○ 資源循環分野

「資源を大事に、繰り返し使う循環のまち・ふくおか」

○ 環境保全・気候変動適応分野

「健康で快適なまち・ふくおか」

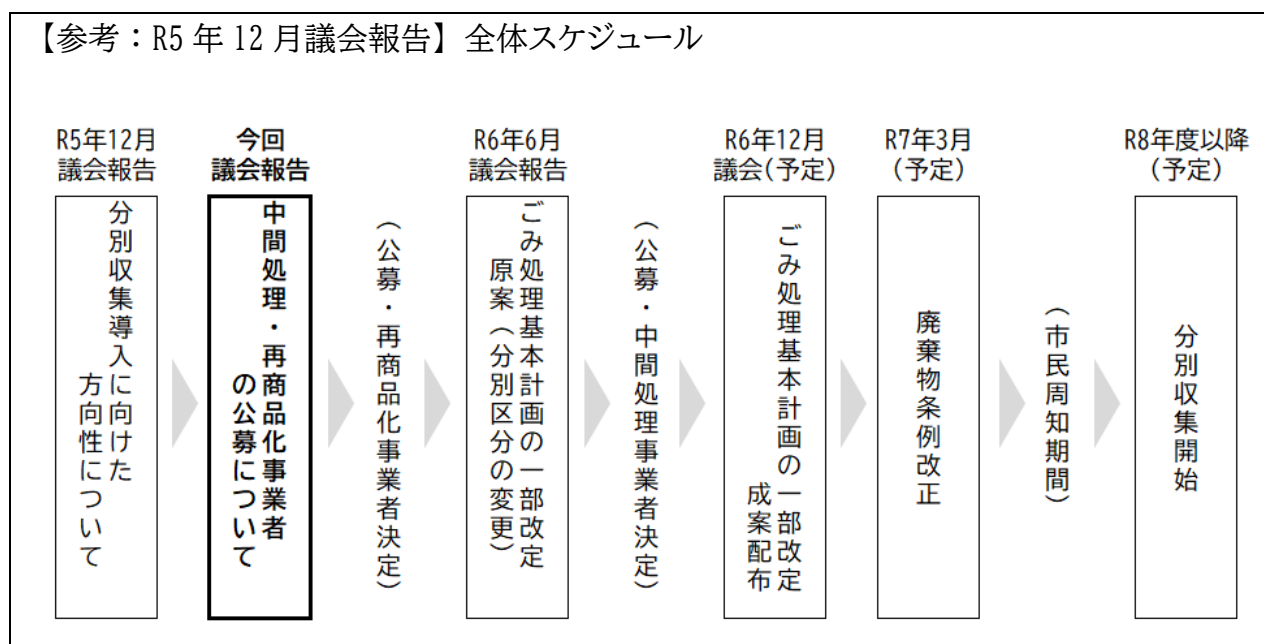
○ 人づくり分野

「環境を守り社会・経済を発展させるアジアの人材を育てるまち・ふくおか」

# プラスチックごみの分別収集導入に向けた再商品化事業者等の公募について

## 1 概要

プラスチックごみの分別収集導入に向け、再商品化計画の認定を受ける手法（認定ルート）での中間処理・再商品化事業者の公募を実施するにあたり、その内容等について報告するもの。



## 2 公募の概要

### (1) 対象事業等

- ・ 中間処理 : 収集されたプラスチック使用製品廃棄物を受け入れ、選別、圧縮・梱包を行い再商品化事業者に引き渡す。(市内2施設を想定)
- ・ 再商品化 : 中間処理施設から圧縮梱包されたプラスチック使用製品廃棄物を再商品化施設まで運搬し、適切に処理を行い、新たなプラスチック製品の原料として再商品化する。(1施設を想定)
- ・ 処理予定量 : 2.5万トン/年
- ・ 履行期間 : 契約締結日から3年間

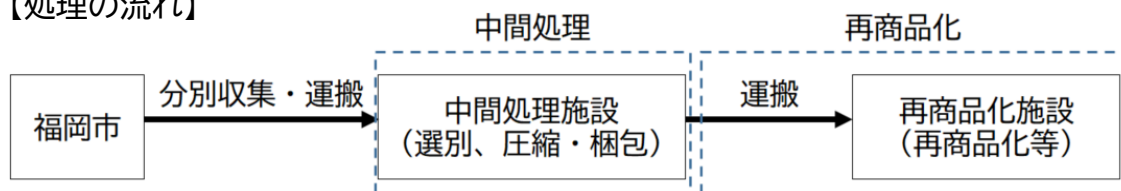


(2) 公募時期等

- ・再商品化：令和6年3月
- ・中間処理：令和6年7月

※中間処理及び再商品化における処理の合理化を図るため、再商品化事業者の選定を先行し、再商品化事業者の事業範囲を確定したうえで、中間処理施設の要件を整理し、中間処理事業者を選定する。

【処理の流れ】



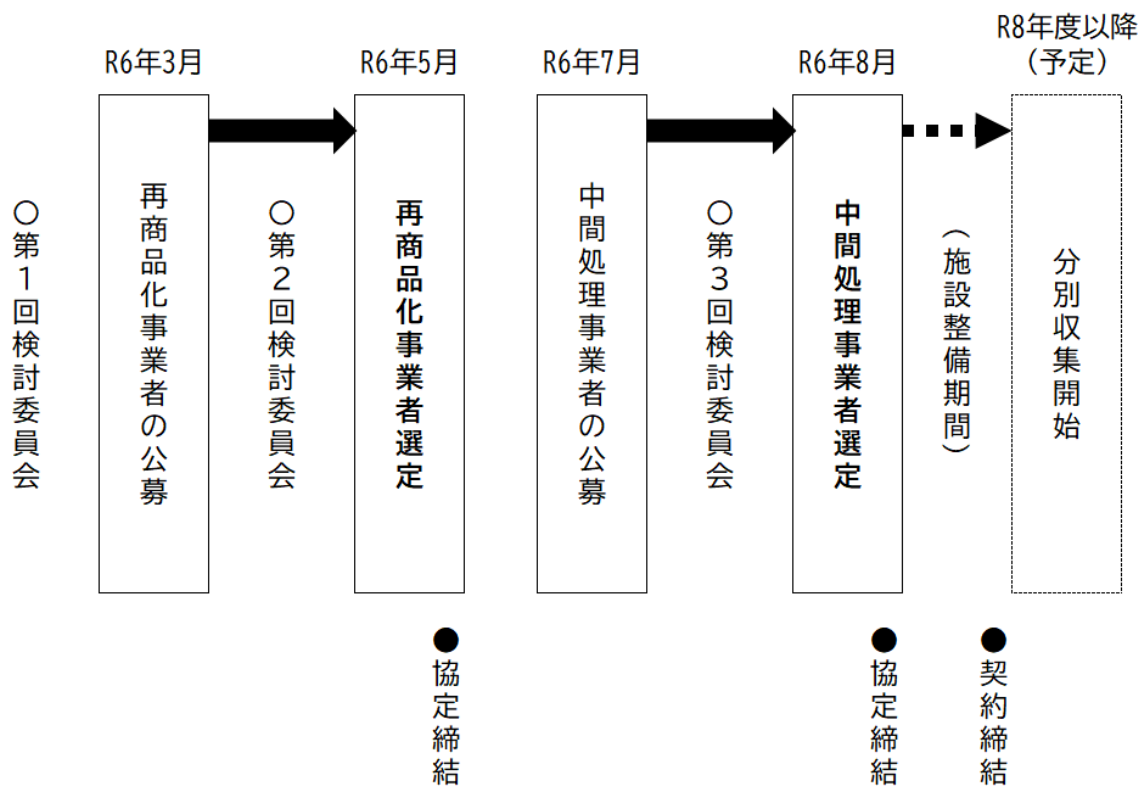
(3) 事業者選定

- ・事業者選定にあたっては、計画に係る提案内容と価格を総合的に評価するプロポーザル方式による公募を行う。
- ・事業者選定における評価項目等の検討や提案に対する評価を行うため、有識者から成る「プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会」を設置し、検討委員会での評価を参考に、市が事業者を選定する。

(4) 評価項目（案）

技術評価	
評価項目	評価内容(例)
① 地域への貢献	・福岡市内に本店がある市内企業 ・地域住民への見学対応、地域行事への参加 ・障がい者従業員の雇用等
② 環境負荷の低減	・資源化率 ・機器の性能や処理工程におけるエネルギー効率 ・カーボンニュートラルへの取組み
③ 処理体制構築の確実性	・関連する業務の実績があるか
④ 処理の合理化	・選別工程などの合理化 ・効率的な収集運搬や処理が可能な配置となっているか
⑤ 安定的な処理	・施設の能力は十分か ・適切な設備機器の導入、配置となっているか
⑥ リスク管理	・天災、事故等の不測の事態に備えた体制となっているか ・設備機器の二重化、代替施設等の対策があるか
価格評価	
価格評価	配点×最低提案価格/提案価格

### 3 公募等スケジュール



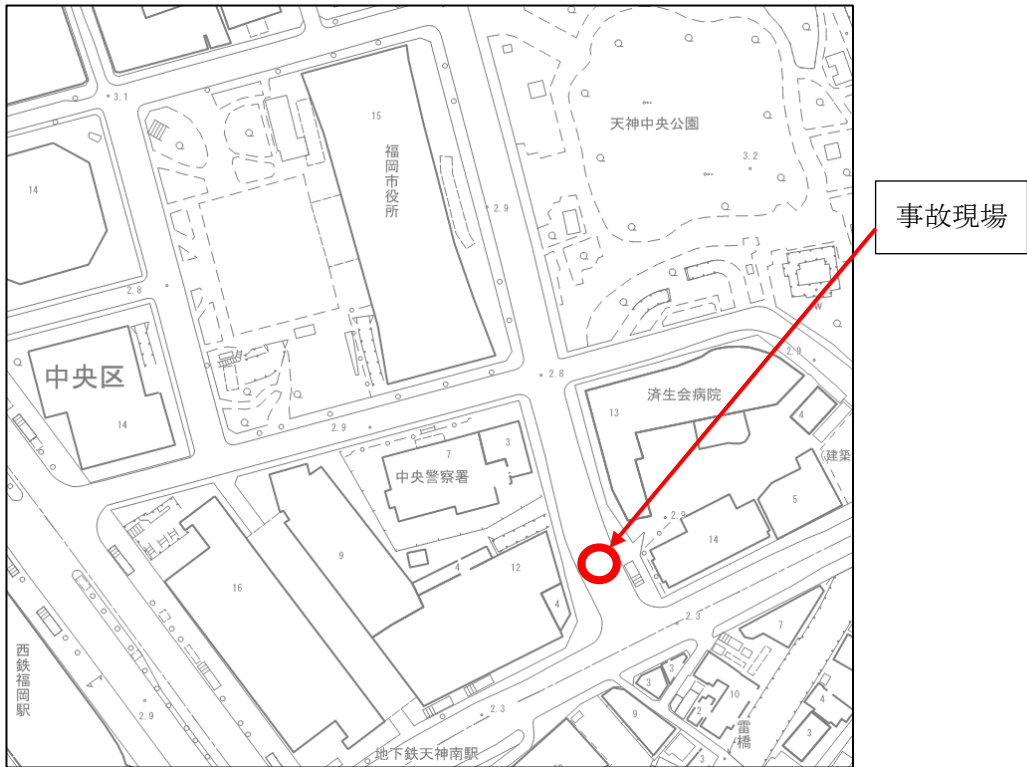
庁用自動車による事故報告について(第一報)

(様式 1)

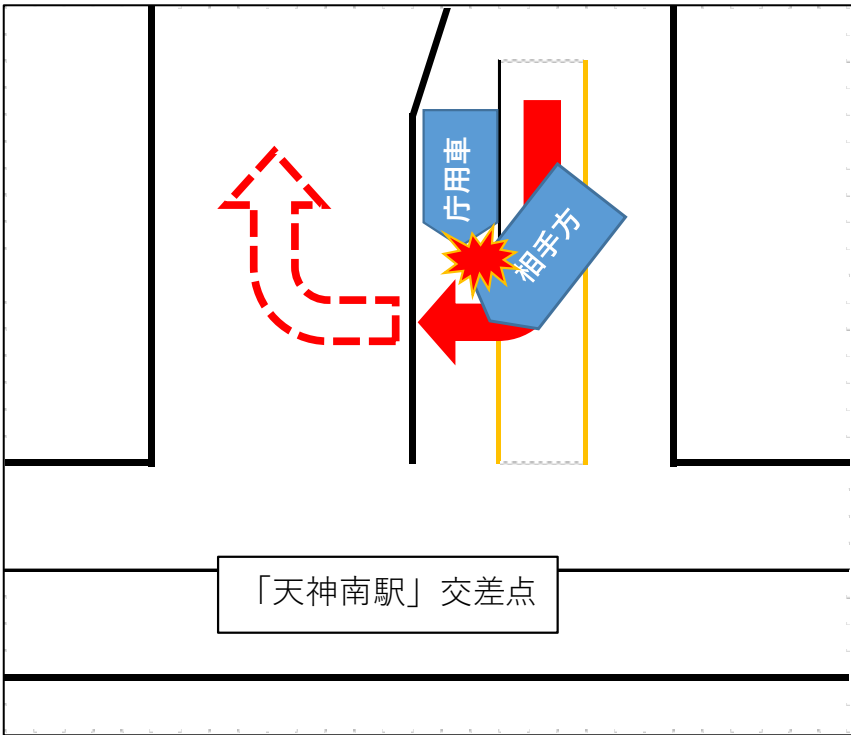
事 故 報 告 書 ( 第 一 報 )

事故発生日時	令和6年2月16日(金曜日) 午後 1時20分頃 天候:晴れ		
事故発生場所	福岡市中央区天神1丁目2番 付近 市役所通り(市役所本庁舎と天神中央公園との間の通り)		
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	<p>上記日時に、環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課所属の職員2名が、庁用車にて訪問先に向かう途中、市役所通りの北側から天神南駅交差点へ向かい、右折に備え、中央線寄りの右折専用車線へ車線変更を行った直後、それまで左隣の車線を走行していた相手方車両が突如、当方車両前方へ急角度で車線変更しようとし、避けることができず接触したもの。</p> <p>なお、相手方車両は、対向車線を横断する形で、ビルの駐車場へ右折するつもりであったとのこと。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	右ドアミラー 右フロントフェンダー 右フロントドア前部
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	左フロントバンパー 左フロントフェンダー 左ヘッドライト
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中			

位置図

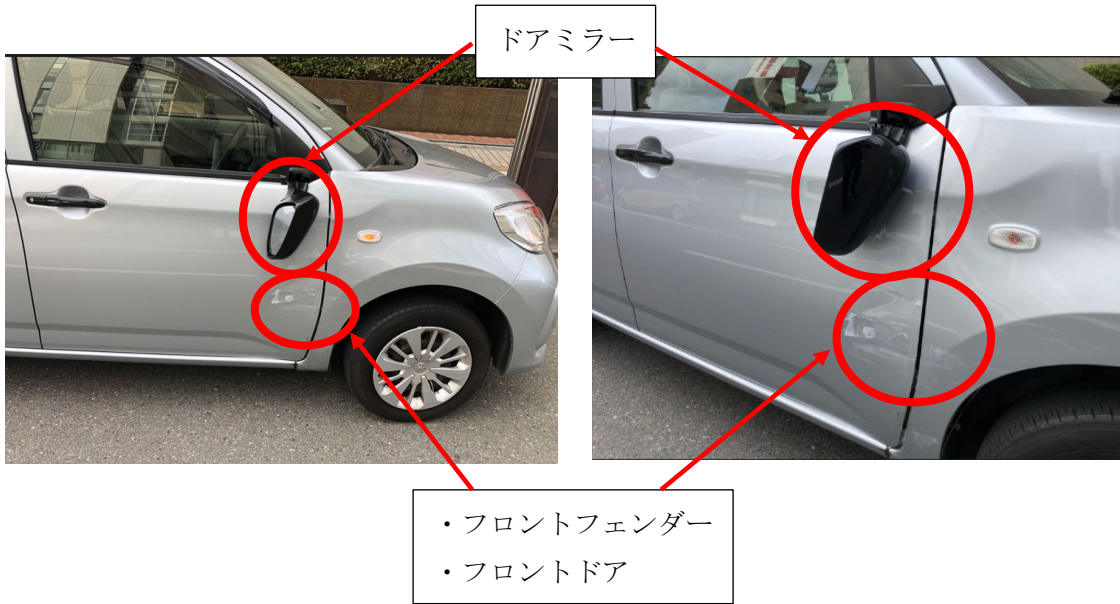


事故の状況



損害箇所写真（相手方）

※右側面を撮影



損害箇所写真（市側）

※左側面を撮影

